

神奈川県訪日インセンティブツアー・エクスカーションプログラム
実施支援助成金

募集・申請の手引き

助成対象事業	(1) 訪日インセンティブツアー (2) エクスカーションプログラム
助成金額	ツアー参加者1人あたり10,000円
申請期間	令和7年4月1日(火)から 令和8年2月27日(金)まで
事業実施期間	令和7年4月1日(火)から 令和8年3月31日(火)まで
申請方法	エントリーフォーム・メールにて申請(日本語のみ)
問合せ方法	メールにて問合せ(日本語のみ)

問合せ先：神奈川県訪日インセンティブツアー・エクスカーションプログラム
実施支援助成金事務局（以下「事務局」という。）
（公益社団法人神奈川県観光協会（かながわDMO））

e-mail:mice-dmo@kanagawa-kankou.or.jp

本助成金のホームページ（以下「HP」という。）

<https://www.kanagawa-kankou.or.jp/features/jyoseikin>



本助成金HP

募集要項

1. 助成金の概要

目的	神奈川県内で実施される訪日インセンティブツアー及びエクスカーションプログラムを対象に、実施経費の一部助成を行うことで、県内の魅力を訪日客へ広め、今後の来訪者数増加を図ると共に、観光消費額の向上を促進します。
対象者	日本国内の旅行業もしくは旅行サービス手配業の登録番号を持つ者のうち、訪日インセンティブツアー又はエクスカーションプログラムを実施する日本国内に法人格をもつ事業者
対象事業	1 公益社団法人神奈川県観光協会（かながわDMO）（以下「当協会」という。）が指定する別表のコンテンツを含めた訪日インセンティブツアーやエクスカーションプログラムであって、県内での宿泊を伴うこと 2 参加者の中に訪日外国人が1人以上含まれていること 3 訪日インセンティブツアーについては、受注型企画旅行又は手配旅行であること 4 申請日の1か月後から令和8年3月31日（火）までの間に1を実施する事業であること（令和7年4月実施の事業は前月中に事務局に問合せのこと）
助成金額	ツアー参加者1人あたり10,000円とし、各ツアーにつき2,000,000円を助成金額の上限とする ※1事業者あたりの助成上限額は300万円までとする
申請期間	令和7年4月1日（火）～ 令和8年2月27日（金） ※ 助成金予算の上限に達し次第終了

※ 申請に当たっては本手引きで各項目の詳細を確認してください。

2. 助成対象者

日本国内の旅行業もしくは旅行サービス手配業の登録番号を持つ者のうち、訪日インセンティブツアー又はエクスカージョンプログラムを実施する日本国内に法人格をもつ事業者

3. 助成対象事業

(1) 下記に定める要件に合致し、神奈川県内での宿泊を伴うもの。

事業区分	要件
①訪日インセンティブツアー 実施事業	・ 受注型企画旅行又は手配旅行であること ・ 旅行する企業・団体等の名称が分かること
②エクスカージョン プログラム実施事業	・ 参加者が出席した会議や大会等の名称、開催日が分かること (旅行形態は問わない)

(2) 当協会が指定するコンテンツ（ＨＰに記載、随時更新）を含むツアー

(3) 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間に神奈川県内で実施するツアー

(4) 参加者の中に訪日外国人が1人以上含まれているツアー

※次の事項に該当する事業は、助成対象としません。

(1) 神奈川県からその他の助成金や補助金の交付を受けている又は受ける予定の事業

(2) 宗教活動及び政治的活動を目的とするもの

(3) 公序良俗に反するもの

(4) 暴力団等に関係があるもの

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

ウ 代表者又は役員のうちに前号イに規定する暴力団員に該当する者があるもの

エ 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

※年度の途中で、制度の要件等が変更になる場合があります。

4. 助成金額等

参加者 1 人あたり 10,000 円（添乗員やガイドなどを除く）

※各ツアーにつき 2,000,000 円を助成金額の上限とします。

【注：ツアーの考え方】

①企業・団体等から申し込みされる同一行程を、複数班設定する場合は、1 ツアーとみなします。

②同一企業・団体等から申し込みされる行程が異なるツアーは、別ツアーとみなします。

※1 事業者あたりの助成上限額は 3,000,000 円までとなります。

5. 申請方法

HP（表紙に記載の URL 参照）からリンクするエントリーフォームよりエントリーし、ツアー実施日の 1 か月前までに、メール（mice-dmo@kanagawa-kankou.or.jp）にて、以下（＜本申請に必要なもの＞①～③）の書類データを添付し、提出（本申請）してください。郵送や持参による申請は受け付けません。また、エントリー及びメールでの本申請は日本語のみとなります。

★申請の流れ★ ※詳細はp.4を参照

申請者：エントリー（エントリーだけでは申請になりません）



事務局：詳細資料（商品価格掲載）の送付



申請者：本申請

【申請受付期間】令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 8 年 2 月 27 日（金）

本申請はメールでのみ受け付けます。

※受付は本申請の先着順です。申請受付期間中でも、申請の合計額が予算額に達した場合は受付を締め切り、HP でお知らせします。

＜本申請に必要なもの＞

① 旅行業登録票の写し又は旅行サービス手配業登録票の写し

② ツアー行程やプログラムが分かるもの

③ 旅行を主催する企業・団体等の名称または大会名が記載されている書類（旅行申込書、行程表、参加者リスト（いずれも個人名は不要）の写しなど）

6. 実績報告方法

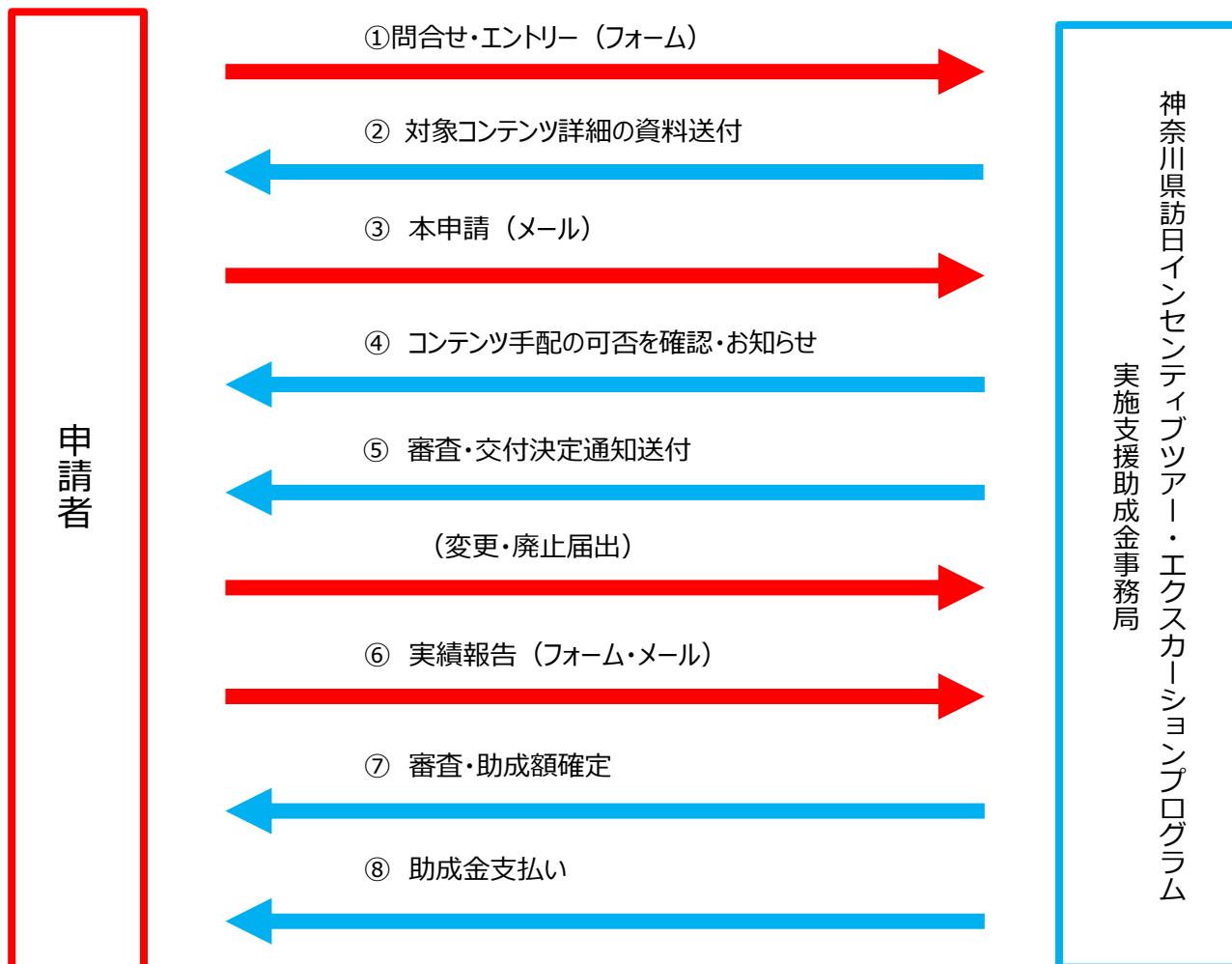
ツアー実施後、原則 2 週間以内に実績報告を行ってください。

実績報告申請フォームに入力後、メール（mice-dmo@kanagawa-kankou.or.jp）にて、（以下（＜実績報告の添付書類＞①・②）の書類データを添付し、提出してください。郵送や持参による報告は受け付けません。

＜実績報告の添付書類＞

- ① 請求書兼口座振込依頼書
- ② 宿泊施設等が発行する宿泊証明書の写し等、参加者全員が宿泊したことを客観的に証明する書類

7. 申請から支払いまでの流れ



8. 申請事項の変更・助成事業の廃止について

(1) 申請事項の変更

助成事業は、交付決定の内容で実施いただくものですが、交付決定額及び助成事業の交付目的に沿った範囲内で内容の変更を希望する場合には、助成対象事業の実施初日の1週間前までに「助成金事業変更届出書」を提出してください。また、変更がある場合は、事前に事務局にご連絡ください。

〈変更届が必要な場合〉※交付決定額の範囲内で変更が可能です。

- ・ ツアーの日程、助成対象コンテンツの変更
- ・ ツアー参加人数が2割以上の減となる場合

(2) 助成事業の廃止（中止）

助成事業者において、諸事情により助成事業の全部を実施しなくなった場合には、「助成金事業廃止届出書」を提出してください。廃止の承認をした事業については、助成金の支払いは行いません。

また、天候不良や当日の都合等で助成対象コンテンツの実施が中止となった場合にも、助成金の支払いは行いませんので、ご注意ください。

9. 書類の管理

助成金の交付決定を受けた年度の翌年度から起算して10年間（令和17年3月末日まで）は関係書類（助成事業に係る関係書類及び帳簿類）の保存が必要です。

10. 協会への協力

助成事業者は、助成対象事業に関して当協会より事業協力の申し出又は取材協力の申し出があった場合は、協力をお願いします。

11. 助成金の不正行為に対する処分について

助成事業者が次のいずれかに該当するときは、この助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る助成金を返還させることがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金等の交付を受けたとき
- (2) 助成事業の実施に関して助成金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく事務局の指示、命令に違反したとき
- (3) 助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合

発行：令和7年3月